

平成 16 年 2 月 24 日
事務連絡

文部科学省
規制改革担当官 殿

総合規制改革会議
構造改革特区・官製市場改革WG

資料請求について

2月2日の「構造改革特区提案および規制改革全国要望に関する意見交換会」において、委員、専門委員から貴省に対して要求のありました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり資料、データ等の提出をお願い致します。原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答いただきたくお願い致します。また、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼などが有り得ますことをお含みおき下さい。

記

1. 提出期限

3月2日(火) 12時

2. 質問内容

構造改革特別区において、株式会社は学校設置主体となりうるのに対してNPO法人は不登校児等対象以外の学校の設置主体となることはできないとされていることについて、貴省は、NPO法人には「法人としての継続性・安定性に不安がある」ことが理由の一つとして挙げられていた。そのように判断した根拠及び、株式会社とNPO法人とに違いを設けている理由について、株式会社とNPO法人の法律的位置付けに基づきながら、説明されたい。

貴省説明によれば、学校法人には私学助成が適用され、株式会社やNPO法人の設置する学校には適用されない根拠は、学校法人のみが「公の支配」に属していることとしているが、私学助成を学校法人以外の法人に適用するに当たって、当該憲法89条の解釈以外の論点・問題点があれば、明示されたい。

3. 連絡先

内閣府総合規制改革会議事務局 吉屋
hiroyuki.yoshiya@op.cao.go.jp 電話：5501-2829